

平成22年8月3日開催
調 査

過疎地域自立促進市町村計画 に関する調査特別委員会資料

○福島町過疎地域自立促進市町村計画の策定 について

1. 福島町過疎地域自立促進市町村計画（H22～H27）……………資料1
2. 福島町過疎地域自立促進市町村計画参考資料（H22～H27）…資料2
3. 過疎地域自立促進市町村計画新旧対照表……………資料3

総務課企画グループ

調査事件 過疎地域自立促進市町村計画の策定について

1. 過疎地域自立促進市町村計画の策定経緯について

これまでの過疎地域における対策については、「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年）」に基づき、平成12年度から平成21年度までの計画として「福島町過疎地域自立促進市町村計画」が策定され、これらに基づき各般の施策が講じられてきたところですが、この度、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成22年法律第3号）が施行され、過疎地域自立促進特別措置法が平成22年度から平成27年度までの6年間延長されたことを受けて、当町においても引き続き過疎地域の指定要件の対象となることから、町の実情に応じた産業振興等の積極的施策を講じるため、総合的かつ計画的な自立促進のための施策を推進する目的で、「福島町過疎地域自立促進市町村計画（H22～H27）」を策定するものであります。

なお、当計画は議会基本条例第11条の議決事件となっていることから、9月会議において議会の議決を求める予定となっています。

2. 北海道過疎地域自立促進方針について

北海道過疎地域自立促進方針は、過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」という。）第5条の規定に基づき、道の過疎地域自立促進対策の大綱を示すとともに、市町村が過疎地域自立促進市町村計画を定める際の指針及び道が過疎地域市町村に協力して講じようとする措置の計画を定める際の指針として策定するものです。

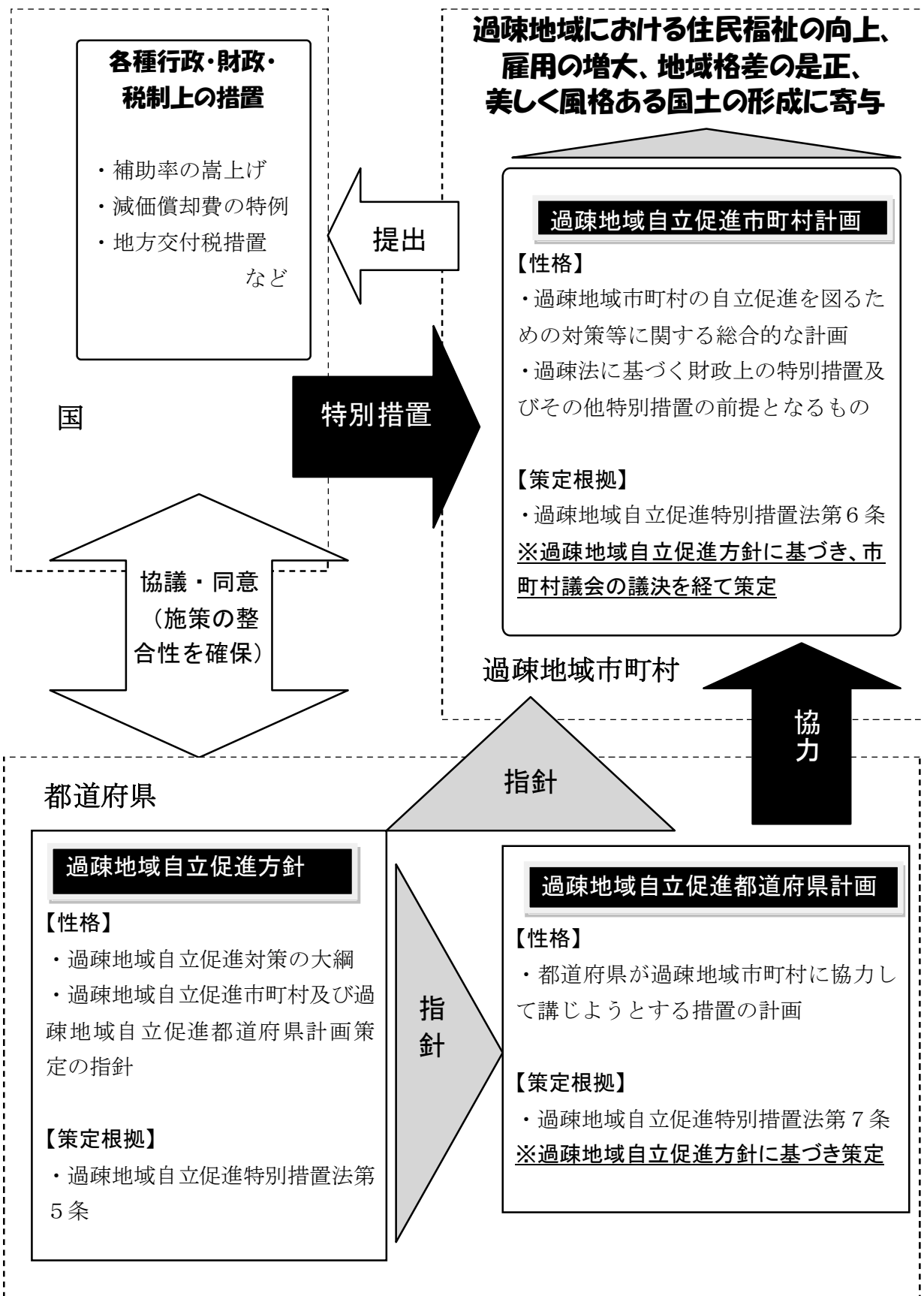
道は、自立促進方針の骨子案を次のように示しています。

■ 過疎地域自立促進の基本的な方向

～住民の安全・安心な暮らしづくりと、豊富な資源や潜在力を生かした
個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域社会の構築～

過疎地域の公益的、多面的機能を一層発揮していくため、産業や生活に関わる基盤整備等による格差是正のほか、身近な生活交通の確保、医療対策、集落の維持・活性化対策、人材の育成・確保への支援などの様々な施策を展開し、地域の自給力と創富力を高め、個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくりを進めます。

方針と計画の性格と相互の関係



3. 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の概要

(1) 過疎地域の要件の追加【第2条関係】

現行法の過疎地域の要件に加え、平成17年度国勢調査結果に基づき過疎地域の要件を追加している。

1. 人口要件：以下のいずれかに該当すること。
 - (1) 昭和35年～平成17年の45年間の人口減少率が33%以上であること。
 - (2) 昭和35年～平成17年の45年間の人口減少率が28%以上で、かつ、平成17年の高齢者比率（65歳以上）が29%以上であるか、平成17年度の若年者比率（15歳以上30歳未満）が14%以下であること。
 - (3) 昭和55年～平成17年の25年年間の人口減少率が17%以上であること。
※ただし、ア、イの場合、昭和55年～平成17年の25年間の人口が10%以上増加している団体を除く。
2. 財政力要件：平成18年度～平成20年度の3カ年の平均の財政指数が56%以下であること

(2) 過疎地域自立促進方針等の策定【第5条・第6条・第7条関係】

地方分権改革推進の観点から、過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務付け等を見直している。

- 過疎地域自立促進方針、過疎地域自立促進都道府県計画（ともに都道府県が策定）、過疎地域自立促進市町村計画（市町村が策定）の策定は任意とし、義務付けを廃止する。ただし、過疎法に基づく財政上の特別措置及びその他の特別措置を活用する場合には、引き続き計画を策定し、当該特別措置に係る事項を計画に定めることが必要となる。

(3) 過疎対策事業債の拡充【第12条関係】

過疎対策事業債の対象施設の追加及びソフト事業への拡充が図られている。

- 過疎対策事業債の対象となる施設として、「認定こども園」、「図書館」、「自然エネルギーを利用するための施設」、「市町村立の幼稚園」を追加している。
- 過疎対策事業債の対象となる小中学校の校舎等（学校給食施設及び設備含む）について、統合要件を廃止している。
- 地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るために実施する事業に要する経費（基金の積み立てを含む）について過疎対策事業債の対象とする。

(4) 原価償却の特例について【第30条関係】

- 対象事業として情報通信技術利用事業（コールセンター）を追加し、ソフトウェア業を廃止する。

(5) 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置について【第31条関係】

- 対象事業として情報通信技術利用事業（コールセンター）を追加し、ソフトウェア業を廃止する。

(6) 過疎法の失効期限の延長

- 現行過疎法を6年間延長し、失効期限を平成28年3月31日とする。

【主な新過疎計画と現過疎計画の比較表】

項 目	現過疎法（現過疎計画）	新過疎法（新過疎計画）
●過疎計画の義務付けの廃止	●過疎地域は、北海道が策定する自立促進方針に基づき、 <u>過疎計画を定めなければならない。</u>	●過疎地域は、北海道が策定する自立促進方針に基づき、 <u>過疎計画を定めることができる。</u>
●過疎計画の策定事項の緩和	●過疎の自立促進の基本的方針、産業、医療、教育など10事項に限定	●概ね、 <u>過疎の自立促進の基本的方針</u> 、産業、医療、教育など10事項に限定
●都道府県の協議事項の縮減	●上記の10事項について、都道府県の協議が必要	●上記の10事項のうち、「 <u>地域の自立促進の基本的方針</u> 」以外の9事項について都道府県の協議が必要
●過疎債の対象施設の拡大等（ハード）	●道路・観光施設・下水道施設など15項目が対象	●現行15項目のほかに、 <u>認定こども園・図書館・太陽光、バイオマス等の自然エネルギー施設の3項目の対象拡大</u> 。既存の小中学校施設については、 <u>統合要件を撤廃</u>
●過疎債の対象範囲を拡大（ソフト）	●現行なし	● <u>地域医療の確保・交通手段の確保・集落の維持活性化の3項目に係るソフト事業も対象</u> 。ただし、 <u>人口、面積、財政状況などの条件を考慮して総務省令で定める範囲内に限定</u>

【参考】総務省で定めるところにより算定した額を定める省令

○過疎市町村（ソフト事業試算）

算式 $A \times (0.56 - B) \times 1/15 = \text{発行限度額}$

具体的試算 $2,087,979 \text{千円} \times (0.56 - 0.22) \times 1/15 = 47,327 \text{千円}$

算式の符号

A 当該市町村の発行限度額を算定する年度の前年度の地方交付税第11条の規定により算定した基準財政需要額

B 当該市町村の財政力指数（発行限度額を算定する年度前3年度の平均）

4. 過疎地域自立促進市町村計画策定にあたっての町の基本的な考え方

当町における「過疎地域自立促進市町村計画」の策定にあたっては、改正過疎法や北海道過疎地域自立促進方針などの基本的事項に沿って、当町が抱えている高齢化・若者定住・少子化及び産業振興などの諸課題を克服することを最優先に、平成22年3月に策定された「第4次福島町総合開発計画（改定版）」に掲載されている事業を基本としつつ、また、福島町まちづくり行財政推進プランにおける財政推計をベースに、改正過疎法において新規に過疎債が措置されるハード事業やソフト事業を計画に登載するとともに、開発計画期間（H22～H26）と新過疎計画期間（H22～H27）にずれがある平成27年度事業にあっても関係団体等からの要望等を踏まえて、新規で追加登載しております。

なお、計画策定にあたっては次の事項を基本として、関係団体などのヒアリングを受けて、項目ごとの積み上げ作業を行っております。

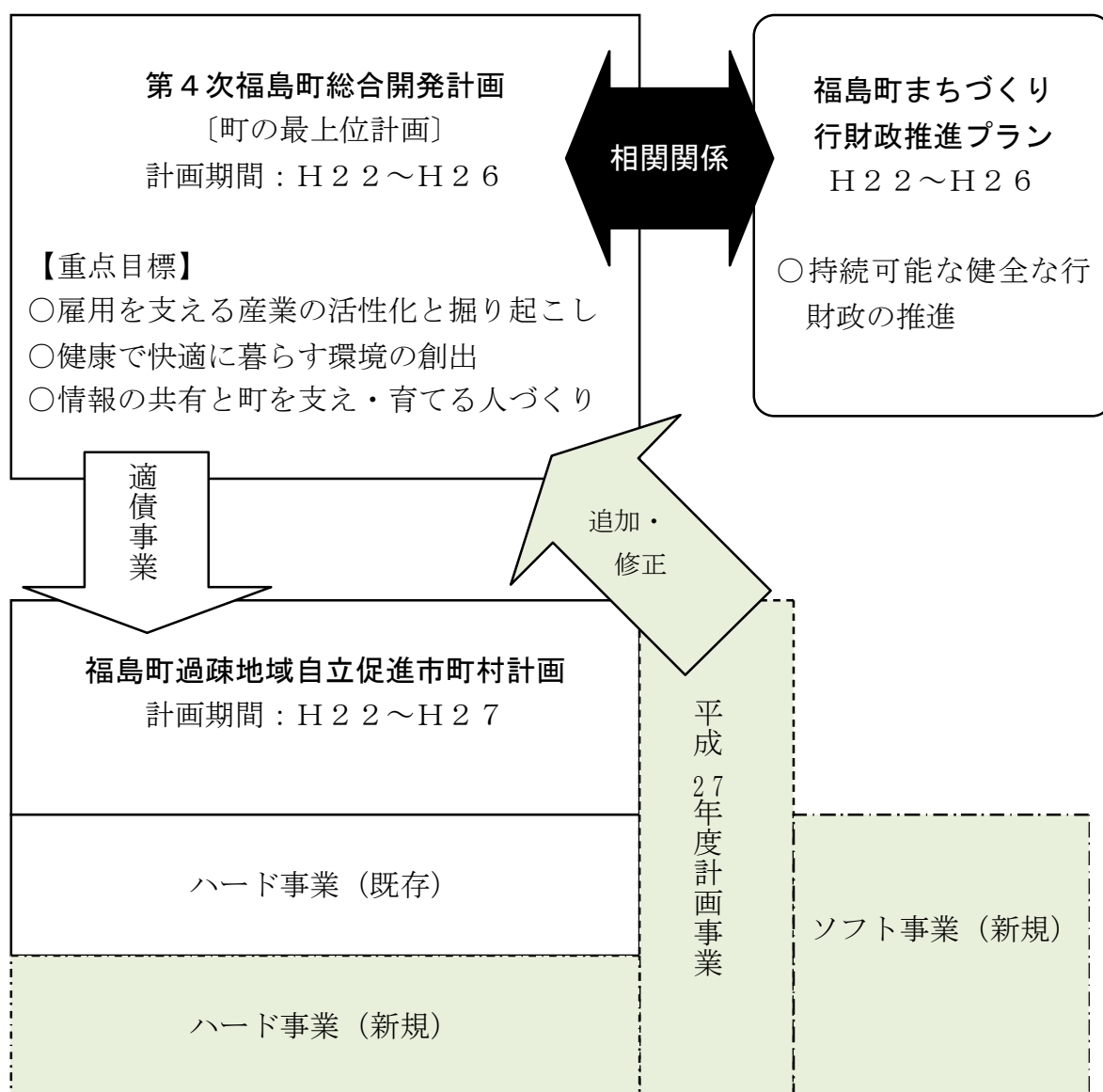
- （1）ハード事業は、第4次福島町総合開発計画後期実施計画に登載事業で過疎債が見込まれる事業を優先する。
- （2）町の課題となっている問題を克服するための施策を優先する。
- （3）現在、策定済及び策定中の計画において、事業化できるものは先行的に事業計上する。
- （4）省エネルギービジョンの重点施設を優先する。
- （5）対象施設の拡充及びソフト事業の拡大により新規事業を掘り起こす。

5. 総合開発計画等との整合性について

国のタイムスケジュールなどの理由により、本計画が優先して9月議会で議決されることとなりますが、当計画に掲載された事業で開発計画に登載のない事業に関しては、次回のローリング作業において登載することとしております。

また、福島町まちづくり行財政推進プランにおける財政推計に関しても本計画が確定した段階で、財政推計の見直しを加えることとなります。

開発計画と過疎計画の相互関係



6. 策定スケジュール

月	内 容
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○1日～14日：各グループ等において関係団体との意見交換 ○14日～16日：各グループと意見交換 (各グループにおいて事前に関係団体等のヒアリングを実施) ○18日：事業計画報告期限
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○1日：管理職会議に報告・道へ事前協議資料提出 ○26日～過疎計画素案の策定 ○26日～8月19日：パブリックコメント ○26日～まちづくり推進会議・総合開発審議会で住民意見集約
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○3日：過疎地域自立促進市町村計画に関する調査特別委員会 ○17日：同上 ○過疎計画（案）をまとめる ○過疎計画（案）決定・北海道との本協議
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○北海道との協議成立 ○9月会議上程・議決 ○計画決定

7. 福島町過疎地域自立促進市町村計画（H22～H27）について

本計画の事業は63事業で28億8,938万1千円となっており、旧計画に比べて事業件数が30事業増加していますが、事業費ベースでは2億9,257万円の減少となっています。

（1）新・旧計画の比較

（単位：千円、％）

区分	新計画（A）	旧計画（B）	増減（A－B）	
1. 産業の振興	277,611	418,893	△141,282	△33.73
2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	325,097	210,000	115,097	54.81
3. 生活環境の整備	1,546,518	1,893,506	△346,988	△18.33
4. 高齢者等の保健福祉の向上及び増進	321,342	214,352	106,990	49.91
5. 医療の確保				
6. 教育の振興	408,813	445,200	△36,387	△8.17
7. 地域文化の振興	4,000		4,000	皆増
8. 集落の整備				
9. その他の地域の自立促進に関し必要な事項	6,000		6,000	皆増
合計	2,889,381	3,181,951	△292,570	△9.19

(2) 各年度財源内訳表

(単位：千円)

年 度	事業費	財 源 内 訳						
		国庫支出金	道支出金	地方債		その他財源		一般財源
				過疎債		基金 取崩分		
平成22年度	139,039	23,663	7,809	67,000	46,100	1,010		39,557
平成23年度	734,766	112,438	8,530	444,620	352,210	2,240		166,938
平成24年度	343,429	68,171	6,783	162,520	125,210	1,915		104,040
平成25年度	390,297	77,424	6,826	187,220	89,810	16,240	15,000	102,587
平成26年度	545,946	25,959	26,414	345,420	312,610	31,540		116,613
平成27年度	735,904	164,957	7,814	464,920	376,410	1,240		96,973
合 計	2,889,381	472,612	64,176	1,671,700	1,302,350	54,185	15,000	626,708

(3) 計画の区分別内訳表

(単位：件、千円、%)

区 分	新計画 (A)		旧計画 (B)		増減 (A - B)	
	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費
ハード事業	45	2,638,981	33	3,181,951	12	△542,970
ソフト事業	18	250,400	-	-	18	250,400
合 計	63	2,889,381	33	3,181,951	30	△292,570

(4) 過疎計画掲載事業のうち第4次福島町総合開発計画後期実施計画に掲載のない事業の一覧 (新規掲載事業)

新規掲載事業の理由別内訳表

(単位：件、千円)

区 分	事業名	件数	事業費
1 改正過疎法により対象施設が追加されたことにより掲載する事業	認定こども園整備事業	1	30,000
2 後期実施計画期間外の事業	製氷施設整備事業外	5	391,950
3 1・2以外の新規事業	情報通信基盤整備事業外	7	255,498
合 計		13	677,448

新規登載事業一覧表

(単位：千円)

区分	事業名	事業内容	事業主体	総事業費	実施年度
1	認定こども園整備事業（新規）	保育室拡充工事及び浄化槽入替	町	30,000	H25
2	製氷施設整備事業	製氷施設建替（設計調査）	町	1,000	H27 (期間外)
	青函トンネル記念館映像展示整備事業	北海道新幹線開業に伴う映像展示整備	町	4,800	H27 (期間外)
	大千軒岳奥二股トイレ整備事業	登山者用トイレ整備	町	1,100	H27 (期間外)
	災害対応特殊救急自動車・高度救命措置用資機材購入事業	高規格救急自動車 1台	事務組合	34,650	H27 (期間外)
	消防救急デジタル無線設備整備事業	基地局・車載無線機及び携帯無線機等 一式	事務組合	350,400	H27 (期間外)
3	情報通信基盤整備事業（新規）	光ケーブル敷設 20 km	町	103,000	H22～H26
	養殖けい留施設設置事業（新規）	現況調査及び養殖ブロック設置	町	11,000	H26～H27
	ウニ種苗中間育成施設整備事業（新規）	取水施設の改修	町	31,000	H26～H27
	塩釜地区船揚場整備事業（新規）	道路拡幅に伴う塩釜地区船揚場の機能拡充	町	20,000	H25
	横綱記念館映像 BOX 整備事業（新規）	映像 BOX6 台	町	3,000	H23～H24
	（仮称）福島町地域福祉交流センター建設事業（新規）	高齢者等の交流施設 木造平屋建・A=260 m ²	町	59,000	H23～H24
	橋梁長寿命化事業（新規）	町内橋梁架替え、維持、補修等	町	28,498	H24～H27
13 件				677,448	

(5)事業計画(平成22年度～27年度) 過疎自立促進特別事業分(ソフト事業)

(単位：千円)

自立促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	事業費
1 産業の振興	○果樹栽培振興事業	・ブルーベリー苗木等購入助成	町	H22～H24 3,980
	○ウニ移殖放流事業	・キタムラサキウニ移殖放流	その他	H22～H27 15,000
	○産学官連携産業活性化事業	・講習会の開催、商品開発及びマーケティング調査外	町	H22～H27 19,800
	○地域経済消費拡大活性化事業	・プレミアム付商品券発行事業に対する補助金	その他	H22 9,000
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	○コミュニティーバス等購入基金造成事業	・基金造成 ・マイクロバス 2台	町	H22～H24 15,000 H25(取崩) 15,000
	○地上デジタル放送対応機器購入支援事業	・低所得者に対するデジタル対応機器購入助成	町	H22 3,500
	○友好市町交流事業	・児童・生徒交流	町	H22～H27 6,000
	○浄化槽推進促進事業	・水洗トイレに改修に対する補助金	町	H23～H27 24,050
3 生活環境の整備	○街路灯助成事業	・街路灯料金助成	町	H22～H27 16,200
	○防火体制整備事業	・津波ハザードマップ作成 ・防火備蓄整備	町	H22・H24 4,552
	○安心生活創造事業	・高齢者等に対する見守り、買い物支援外	町	H22～H27 36,972
4 高齢者等の保健福祉の向上及び増進	○いきき健康福島 21 推進事業	・肺炎球菌予防接種外	町	H22～H27 30,070
	5 医療の確保			
6 教育の振興	○基礎学力向上対策支援事業	・チームティーチング外	町	H22～H27 23,148
	○福島商業高等学校存続対策事業	・入学奨励金 ・通学費補助	町	H22～H27 18,128
7 地域文化の振興	○地域文化振興事業	・古文書解説書外作成 ・文化財修繕(松前神楽)外	町	H24 4,000
	8 集落の整備			
9 その他の地域の自立促進に関し必要な事項	○若者の定住及び少子化対策検討プロジェクト	・定住対策等検討委託	町	H23 3,000
	○公共施設・跡地利用計画書作成事業	・現況調査、利活用検討 ・計画書作成	町	H23 3,000
合計			18件	250,400

